

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日は、
當日には、
その日から翌日まで)

昭和五十二年十月二十八日
鳥取県知事 平林鴻三
に基づき、東郷町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつた
ので、同法同条第二項の規定により告示する。
この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）
第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定によ
る花見東郷地区第一工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力
を生ずる。

◇告示字の区域の変更

保険医療機関等の指定

農用地利用増進規程の認可

解除予定の保安林

土地改良区の役員の住所の変更

土地改良法による換地処分

鳥取県指定代理金融機関の店舗の名称等の一部改正
建築基準法による聽聞

△公 告 高圧ガス販売主任者試験の実施

毒物劇物取扱者試験の実施

二級建築士試験の合格者

告示

鳥取県告示第八百六十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定

区域を変更する 字の名 称	同上の区域（昭和五十二年五月十日現在の地番による。）
大字門田字小池	大字門田字小池のうち一二〇三の三の一部、一二〇三の四、一二〇四の一六の一部、一二〇四の一七及び一二〇四の二三以外の区域
大字長和田	大字長和田字二ノ坂根のうち二八〇の一の一部及び二八三の一の一部並びに二八〇の一及び二八三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字長和田字狐コロシ三一八の一の一部、三三五の一部及び三三六の一部並びに大字長和田字中坪三三七の一の一部、三三八の一、三三九の一部、三四一の一部、三四二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字長和田字狐コロシ	大字長和田字二ノ坂根二八〇の一の一部及び二八三の一部並びに二八〇の一及び二八三の一と一体をなす国有地の一部、大字長和田字狐コロシのうち三二八の一の一部、三三五の一部、三三六の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字長和田字中坪	地以外の区域、大字長和田字中坪三五五の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字長和田字入江三五六の一部、三五七から三六〇まで、三六一から三六四までの一部、一三八六の一の一部、一三八六の二の一部、一三九一の一の一部、一三九一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字長和田字入江	大字長和田字狐コロシ三五の一部、三三六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字長和田字中坪のうち三三七の一の一部、三三八の一の部、三三九の一の部、三四一の一部、三四二の一の一部、三四九の一、三五〇の一の一部、三五〇の二、三五〇の五から三五〇の七まで、三五一の一の部、三五三から三五五の一までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字長和田字入江三五六の一部
	大字長和田字中坪三五五の一と一体をなす国有地の一部、大字長和田字入江三六一から三六四までの一部、三六五から三六六の六まで、三六七の一の一部、三六七の一、三六八の一から三六八の三まで、三六九の一の部、一三八六の一部、一三八六の二の一部、一三八六の三、一三八六の四、一三八七の一から一三八七の三まで、一三九一の一の一部、一三九一の二の一部、一三九一の三、一三九二の二から一三九二の三まで、一三九三の一、一三九三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字長和田字砂田三七〇から三七二までの一部、三八〇の一の部、三八二の一の一部及び三八二の五から三八二の七までの一部

大字長和田字砂田	大字長和田字中坪三四九の一、三五〇の一の一部、三五〇の二、三五〇の五から三五〇の七まで、三五一の一の部、三五三から三五五の一までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字長和田字入江三六四の一部、三六七の一の一部及び三六九の一の部、大字長和田字砂田のうち三七〇から三七二までの一部、三八〇の一の部、三八二の一の部及び三八二的五から三八二の七までの一部
大字長和田字川尻	大字長和田字中坪三五五の一と一体をなす国有地の一部、大字長和田字砂田三八七の一の一部、三九三の一の一部、三九四の一の部、三九五の一の部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字長和田字川尻のうち四〇九の二の一部、四〇九の五の一部及び四〇九の六の一部以外の区域
大字長和田字小池	大字長和田字小池の全域並びに大字門田字小池二二〇三の三の一の部、二二〇三の四、二二〇四の一六の一部、二二〇四の一七及び二二〇四の二三

鳥取県告示第八百六十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政

令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十二年十月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

溝口町農用地利用増進規程

"

日野郡溝口町大字溝口
溝口町役場

名和町農用地利用増進規程

"

西伯郡名和町大字御来屋
名和町役場

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
渡辺内科医院	米子市上福原字北浜温泉一八三九の六	昭和五十二年十月二十三日
豊田 医院	倉吉市東町三五一十九	昭和五十二年十月二十五日
大谷 医院	八頭郡郡家町宝木一本木二二一の五	昭和五十二年十月十六日
都 田 薬 局	米子市道笑町三丁目八八	昭和五十二年十月十五日
梶 川 薬 局	八頭郡智頭町大字智頭一六六四	"

鳥取県告示第八百六十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年十月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市伏野字渡り上り二一七五〇の三（国有林）、一七五〇の六（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十一条の三第一項の規定に基づき、農用地利用増進規程の認可をしたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

認可に係る農用地利用増進規程

認 可 の 年 月 日

農用地利用増進規程を備え置く町の事務所の所在地

郡家町農用地利用増進規程

昭和五十二年十月二十一日

八頭郡郡家町大字郡家

三朝町農用地利用増進規程

"

東伯郡三朝町大字大瀬

鳥取県告示第八百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出

があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十二年十月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

ターザー」を「鳥取県教育研修センター」に改める。

久米土地改良区

理 事	西 山 榮太郎	変更前	倉吉市福本一五〇番地の五
		変更後	倉吉市福本一七三番地

鳥取県告示第八百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る花見東郷地区第一工区の換地処分を行つたので、同法同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年十月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百六十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第九項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第十項の規定により告示する。

昭和五十二年十月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 聽聞の日時及び場所

昭和五十二年十一月一日 午前十時から

鳥取市吉成三四五 鳥取市立美保地区公民館 三階小会議室

二 事案の内容

建築基準法第四十八条第七項ただし書の規定により次の許可をしよう

とするものである。

1 申請者

鳥取市吉方温泉一丁目六〇三

学校法人矢谷学園 理事長 矢谷允之

2 建築物の位置

鳥取市大場字桧橋一五一番地

3 建築物の用途

幼稚園

4 工事種別

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和五十二年十一月一日から施行する。

昭和五十二年十月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第二号の表の株式会社鳥取銀行の湖山支店の項中「鳥取県教育研修セン

ター」を「鳥取県立白兎養護学校」に改める。

00150

(第三種郵便物認可)

第4896号

昭和52年10月28日 金曜日

鳥取県公報

5 建築の構造	新築 鉄筋コンクリート造 1 鋼鉄骨造
6 建築物の面積	建築面積 大半丸・四角平方面メートル 延べ面積 105坪・〇〇坪方面メートル
3 試験の種類、試験科目及び時間	鳥取県知事 平林鴻三 昭和52年10月28日
1 期日	昭和52年12月9日(金)
2 場所	鳥取市及び米子市
4 受験手続	次の書類を鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課に提出

新築

建築の構造

1 鋼鉄骨造

- すること。
 (1) 受験願書
 (2) 履歴書

受験願書及び履歴書は、鳥取県総務部消防防災課及び鳥取県L.Pガス協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

- (3) 写真
手形で、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを願書の所定欄にはり付けること。

(4) 高圧ガス保安協会講習修了証又はその写し(高圧ガス取締法第31条第3項の規定により試験の一部を免除される者に限る。)
第3項の規定により試験の一部を免除される者に限る。)
手数料及びその納付方法

- (1) 手数料 1,000円
 (2) 納付方法

(1) 記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6
受験願書の受付期間
昭和52年11月1日から昭和52年11月10日まで

7
その他

- (1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
 (2) 試験に合格した者には、その旨を通知する。

- (3) 不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。

試験の種類	試験科目	時間
第二種販売主任者 免状による試験	高圧ガス取締法に係る法令 液化石油ガス法に係る法令 液化石油ガスの販売に必要な通常の保安 管理の技術	10時00分から 12時00分まで

1369

7
毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号に規

定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和52年10月28日

鳥取県知事 平林鴻三

1 期日及び場所

昭和52年12月8日(木曜日)午前10時から午後3時まで

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

2 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号。以下「規則」という。)別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限る。)の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限る。)の識別及び取扱方法

3 受験手続

受験希望者は、毒物及び劇物取締法施行細則(昭和26年3月鳥取県規則第9号)別記第1号様式の受験申請書に次の書類を添えて、所轄保健所の長を経由して知事に提出すること。

(1) 履歴書

(2) 戸籍抄本

(3) 写真(申請前6箇月以内に脱帽で上半身を撮影した名刺形の合紙のないもの)2枚

(4) 精神病者、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者又はおしゃっぽ、盲若しは色盲の者でないこととを証する医師の証明書

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 2,000円

(2) 納付方法

(1) 記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験申請書に記入すること。この場合、消印しないこと。

5 受験申請書の提出期限

昭和52年11月15日(火曜日)まで

昭和52年7月23日及び9月18日に実施した二級建築士試験の合格者は、次のとおりである。

昭和52年10月28日

鳥取県知事 平林鴻三

米田 忠司	川上 寛子	勝原 一美	中尾 隆司	原 寛美
河本 忠夫	山本 高弘	富吉己喜男	網尾 石範	高岡 武
小谷 尚巳	谷口 匠宏	堀内 龍哉	八住 実	谷口 德興
横川 規幸	上田 直幸	小林 憲二	谷田 繁規	鎌谷 好登

宿見	財三進	松浦	武	湯本	藤雄	大西加津二	谷口	勝則
池田	明雄	谷川	進	山本	克己	松井	直則	石谷
川口	和雅	竹田	安夫	今井	正利	吉輔	遠藤	邦彦
磯江	英敏	佐伯	克典	中務	圭輔	澤	憲	秀樹
本池	明彦	角田久美子	音田	音田	猛	渡部	石田	康文
森脇	理功	清山	文夫	有木	務	哲誠	荒木	俊二
小谷	正人	宮崎	良輔	築谷	利美	佐川	竹谷	義人
赤井	彰善	山岡	和弘	伊藤	利昭	博規	谷内	守
寺本	幸憲	浜田	晴彦	吉塚	公人	明彦	木山	祐司
及川	健一	香田	正人	北嶋	浩二	孝純	三田	時夫
清水	憲弘	堀田	光宏	吉川	已貴	高力	反明美	勝則
矢部	繁義	岸本	哲男	足立	公	典夫	奥羽	巖
奥羽	頼幸	横川	寿行	足立	忠光	道祖尾江里乃	山重	巖
盛山	泰徳	小林	義幸	谷	心一	後藤	米田	和
藤山	忠敏	米本	正樹	松本	勲	別所	瀬尾	英
寒栗	童年	平井	悟	茂樹	正人	青柳	田中	貞
米田	光佐子	宮本	恵吉	和美	正人	岸本	池田	篤
瀬尾	和文	長谷川	泉	宮景	正人	道宣	山下	環
西下		田中	坂本	利男	忠一	紀之	小林	勝
		武良	英男	正	正	秀明	福田	美
				好男	上野	輝美	杉本	博
					貞篤	廣田	永島	洋
						禮吉		進